

富山県情報公開審査会答申概要（答申第19号）

件名 県立高校における必履修科目の未履修に関する職員の処分に係る文書の部分
開示決定処分に対する異議申立ての件

開示請求年月日 平成18年12月26日

実施機関の決定日 平成19年2月7日

実施機関（担当課） 教育委員会（教職員課）

決定内容 部分開示決定

非開示理由 富山県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号（個人情報）及び
第6号（行政運営情報）

異議申立て年月日 平成19年2月16日

異議申立ての内容 本件処分を取り消し、非開示とした部分の開示を求める。

諮問年月日 平成19年3月1日

答申年月日 平成20年9月8日

争点 ・懲戒処分等に係る公務員の氏名等の条例第7条第2号（個人情報）該当性
・本件開示請求に係る対象公文書の特定に関する実施機関の判断の妥当性

審査会の判断

<結論>

実施機関が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

<理由>

1 本件対象文書の非開示情報該当性について

本件処分における非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）は、被処分者（一部の者を除く。）に係る氏名、職名（ただし、高等学校の校長又は教頭については、校長又は教頭という職位を表記する部分を除く。）、出向者に係る当時の職名（在職年度を含む。）、現在の職名及び出向先の所属長の職名並びに処分理由であり、実施機関は、これらが条例第7条第2号又は同条第6号に該当すると説明している。

以下、本件非開示部分がこれらに該当するかどうか、順次検討する。

（1）条例第7条第2号（個人情報）該当性について

条例第7条第2号には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されている。

ア 条例第7条第2号本文該当性

本件非開示部分のうち、氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、所属（職名に含まれる所属を表記する部分）、在職年度及び出向先の所属長の職名については、それだけでは個人が識別される情報ではないが、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、職名については、通常同じ職を有する教職員が多数存在することから、一般には個人が識別され

る情報ではないが、本件非開示部分に係るものについては、1人若しくはごく少数の者しか存在しないものであったため、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

また、処分理由については、非違行為時における被処分者の職名及び当該職に在職した年度を含む非違行為等の内容が一体的なものとして記載されており、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号本文の規定に該当するものと認められる。

イ 条例第7条第2号ただし書ア該当性

(ア) 処分の公表

実施機関及び教育長は、平成18年12月25日に未履修問題に関し、関係職員の処分（地方公務員法上の懲戒処分に当たらない監督上の措置を含む。）を行うとともに、同日、実施機関は、その概要について公表していることが認められる。

本審査会において、実施機関が公表した内容について確認したところ、処分の考え方（処分対象及び処分内容）、処分者数及び処分日等が公表されているが、本件非開示部分に当たる被処分者（一部の者を除く。）に係る氏名、職名（ただし、高等学校の校長又は教頭については、校長又は教頭という職位を表記する部分を除く。）、出向者に係る当時の職名（在職年度を含む。）、現在の職名及び出向先の所属長の職名並びに処分理由は公表されていないことが認められる。

(イ) 本件非開示部分の条例第7条第2号ただし書ア該当性

条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、非開示情報とはしない旨規定している。

実施機関は、当該公表内容と他の情報（職員録等）とを照合することにより、個人を識別することができる被処分者に係る氏名及び職名は同号ただし書アに該当するとし、開示している。

実施機関が氏名及び職名を開示した者以外の被処分者に係る本件非開示部分については、上記（ア）のとおり実施機関において公表されている事実はないことから、同号ただし書アに該当するものとは認められない。

ウ 条例第7条第2号ただし書イ該当性

条例第7条第2号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、非開示情報とはしない旨規定しているが、本件非開示情報がこれに当たるものとは認められない。

エ 条例第7条第2号ただし書ウ該当性

条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、非開示情報とはしない旨規定している。

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等に関する公文書に記録されている当該被処分者の氏名等は、公務に関する情報ではあるが、個人の資質、名誉等に係る当該公務員固有の情報ともいふべきものであって、本人がこれを他人に知られたくないと望むことは正当であ

ると認められる。

この点に関し、本件非開示情報は、公務員の職務遂行過程における行為を処分原因としているが、これは被処分者にとっては、身分上の取扱いという私事に関する情報であり、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであるから、ここにいう職務の遂行に係る情報をいうにとどまらず、私事に関する情報の面を含むものといえることができる。このように、公務員個人の私事に関する情報が含まれる場合は、職務の遂行に係る情報といえども個人情報として非開示情報に該当するものというべきである。この趣旨は、判例（平成15年11月21日最高裁判所平成12年（行ヒ）第334号）及び本審査会答申（平成19年7月20日付け答申第13号）においても示されているところである。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号ただし書ウの規定に該当しない。

（2）条例第7条第6号（行政運営情報）該当性について

本件処分については、上記（1）により結論において妥当である旨述べたところであり、その余の点について判断する必要はないが、処分理由の条例第7条第6号該当性について、念のため、これについても言及しておく。

条例第7条第6号は、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非開示情報とする旨規定されている。

本件文書の処分理由欄には、職員の懲戒処分等の適否や量定を審査する際の着眼点となる情報が記載されており、被処分者に係る未公表の情報については、公にすると、今後の懲戒処分等の人事管理の事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を生ずるおそれがあるものと認められる。

したがって、本件非開示部分のうち処分理由については、条例第7条第6号の規定に該当するものと認められる。

2 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、平成18年12月25日付け記者発表資料「県立高校における必履修科目の未履修に関する職員の処分について」と題する文書が、本件開示請求に係る対象公文書に相当する文書であると主張している。

これに対し実施機関は、当該文書は県民の利用に供することを目的として情報公開総合窓口にも備え付けられていたものであり、条例上の公文書ではないと説明する。

開示請求の対象となる条例上の公文書については、条例第2条第2項で規定されており、「県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの」は、同項ただし書第2号の規定により条例上の公文書から除外されている。

当該文書は、実施機関が平成18年12月25日に行った記者発表時に各報道機関に配布されるとともに、一般県民の閲覧に供するため情報公開総合窓口にも備え付けられていたことから、条例第2条第2項ただし書第2号の規定に該当し、条例上の公文書には該当しないものと認められ、異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、「被処分者は当該処分を納得して受け入れているのであるから公開を妨げる要因はない」「虚偽の教育課程を編成した県立高校の校長又は教頭と管理監督責任のある教育委員会事務局職員との間で開示内容に差を設ける理由はない」と主張するが、開示、非開示の決定は、あくまで条例の規定に即して判断されるべきものであり、その主張は失当である。

富山県情報公開条例（抄）

（定義）

第2条 （略）

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) （略）

(2) 富山県公文書館、富山県立図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理されているもの

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) （略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（略）並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）

である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名（略）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(5) （略）

(6) 県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア～ウ （略）

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ （略）